

# 青森県報

第三千六百二十八号

平成二十四年  
十二月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一  
生活保護法による介護機関の指定……………(政策課) ……一

右 同……………( ) ……二

右 同……………( ) ……三

右 同……………( ) ……三

二以上の地域県民局の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分享する地域県民局の指定の一部改正……………(監理課) ……四

道路の区域の変更……………(道路課) ……四

道路の供用の開始……………( ) ……五

### 公 告

歯科技工士国家試験の施行……………(医療業務課) ……五

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……六

右 同……………( ) ……六

右 同……………( ) ……七

右 同……………( ) ……七

### 出先機関

道路の位置の指定……………(上北地域) ……八

### 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……八

## 告 示

### 青森県告示第八百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
特別養護老人ホーム桜木園診療所 八木耳鼻咽喉科医院	むつ市桜木町一三の一 十和田市東三番町三の四五	平成二四・一〇・一 二四・一〇・三〇

### 青森県告示第八百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	地 施 設 の 種 類	指 定 年 月 日

公立野辺地病院介護療養型老人保健施設	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	介護老人保健施設	平成二〇・一
特別養護老人ホーム八甲荘	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二二	介護老人福祉施設	"

青森県告示第八百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社スライヴ	黒石市大字境の松字村井一〇	訪問介護	訪問介護ステーションゆかりの里	黒石市大字境の松字村井一〇	二〇・九・一八
株式会社十五番	弘前市大字宮五川一丁目一の	訪問介護	ケアサポート十五番	弘前市大字宮五川一丁目一の	平成二〇・九・一
有限会社リンテック	秋田県鹿角市花輪字新川原四八の七	"	ヘルパーユニットがわ	北津軽郡板柳町大字横沢字六宮元一四六の	二〇・一〇・八
株式会社佐々木ケアサービス	つがる市稲垣町豊川初瀬山九の一	"	ヘルパーユニット木	つがる市稲垣町豊川初瀬山九の一	二〇・一〇・三
社会福祉法人義乃会	十和田市大字深持字南平三二の四	"	ヘルパーユニットよし荘	十和田市大字深持字南平三二の四	二〇・二・一

株式会社ライフアリーナ	弘前市大字紺屋町六六	"	ヘルパーユニット	弘前市大字紺屋町六六	二〇・二・五
有限会社のみけアセンタ	三沢市大町二丁目一三の四	"	通所介護	三沢市大町二丁目一三の四	二〇・一〇・一
有限会社ユアホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	"	短期生活介護	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	二〇・一〇・八
社会福祉法人恵生会	三戸郡南部町大字大平三一の	"	三老ショートステイ	三戸郡南部町大字大平三一の	二〇・一〇・七
社会福祉法人八甲田会	相和田市大字清水七八の二三二	"	特別養護老人ホーム	相和田市大字清水七八の二三二	二〇・一〇・一
有限会社とわだ企画	十和田市大字奥瀬字立石二〇二の一	"	ショートステイ桜こまち	十和田市大字奥瀬字立石二〇二の一	二〇・一〇・二五
大東株式会社	つがる市木造の館田浦四四	"	グループホーム我が家	つがる市木造の館田浦四四	二〇・二・一
医療法人明洋会	弘前市大字山下町四の一	"	通所介護	弘前市大字山下町四の一	"
株式会社アイズ	北海道札幌市東区東苗穂一条一丁目二の	"	居宅療養管理指導	弘前市西十番町一の一	二〇・九・一
株式会社町田商会	弘前市大字境の関一西田二八	"	テルス調剤薬局黒石	黒石市昭和町三四の一	二〇・一〇・一



1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国 道 三三三 号				下北郡東通村大字白糠字銅屋七の一から 下北郡東通村大字白糠字赤平二九三から 下北郡東通村大字白糠字赤平七三六の一まで 下北郡東通村大字白糠字銅屋七の一から 下北郡東通村大字白糠字赤平一七八の一まで 下北郡東通村大字白糠字赤平一七八の一から 下北郡東通村大字白糠字銅屋七の一まで	前 前 後	六・一〇〇メートルから 六・一〇〇メートルまで 六・一〇〇メートルまで 六・一〇〇メートルから 六・一〇〇メートルまで 六・一〇〇メートルから 六・一〇〇メートルまで	三、二八〇・〇〇メートル 六、一六〇・〇〇メートル 三、二八〇・〇〇メートル 三、二八〇・〇〇メートル 三、二八〇・〇〇メートル	

M i k 株式会	"	株式会社町田	株式会社アイ	医療法人明洋	"	大東株式会社	有限会社とわ
青森市堤町二	"	弘前市大字境	北海道札幌市	弘前市大字山	"	つがる市木造	十和田市大字
丁目一の三	"	関西字西田二八	一条区東苗穂五	下町四の一	"	中館田浦四四	奥瀬字立石二
"	"	"	介護予防	介護予防	介護予防	介護予防	"
あい薬局東三	崎サカ工業局藤	テルス調剤薬	和店	近江整形外科	"	グループホー	イシヨートステ
番町	武元一三	黒石市昭和町	和店	弘前市大字山	"	中館田浦四四	赤沼字下平二
十和田市東三	南津軽郡藤崎	三四の一	十和田市西十	下町四の一	"	つがる市木造	六三の四八〇
番町九の七〇	藤崎字	三四の一	番町一一の	"	"	"	二四・一〇・一五
二四・一〇・一五	"	二四・一〇・一	二四・九・一	"	"	二四・二・一	"

青森県告示第八百七十三号

平成十九年四月一日青森県告示第二百六十五号（二以上の地域県民局の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する地域県民局の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表一般国道百一号に関する事務（大釈迦スノーシエットの部分に係るものに限る。）の項の次に次のように加える。

一般国道三百三十八号に関する事務 （泊・白糠トンネルの部分に係るものに限る。）	上北地域県民局 下北地域県民局	下北地域県民局
--	--------------------	---------

青森県告示第八百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

2	県道	石川百田線	弘前市大字取上二丁目一の二から 弘前市大字富田町九まで	下北郡東通村大字白糠字銅屋七の一から 下北郡東通村大字白糠字赤平七三六の一まで	後	前	後	後
					一〇・六〇メートルから 五一・四〇メートルまで	二、八〇〇・〇〇メートル		
					三八・六〇メートルから 三八・二〇メートルまで	一八五・〇〇メートル		
					一五・五〇メートルから 一五・四〇メートルまで	八一・二〇メートル		
					一四・七〇メートルから 二六・二〇メートルまで	八一・二〇メートル		

青森県告示第八百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道三三八号	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字赤平七一六の二まで	平成 昭・三・三
	下北郡東通村大字白糠字赤平一八から 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山国有林二〇四五 林班い小班まで	"
	上北郡六ヶ所村大字泊字泊山国有林二〇四五 林班い小班から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九二〇の一まで	"
	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二四九の二から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五一の一まで	"
県道石川百田線	弘前市大字取上二丁目一の二から 弘前市大字富田町九まで	"

線	県道久栗坂造道	青森市大字久栗坂字山辺五の一から 青森市大字久栗坂字浜田八五二の四まで	"
---	---------	--	---

公 告

歯科技工士国家試験の施行

平成二十五年歯科技工士国家試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成二十五年二月二十日（水）

実地試験 平成二十五年二月二十一日（木）

2 場所

青森市大字三内字稲元一三二の二

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十五年一月四日（金）から同月十五日（火）まで。ただし、郵送による場合は同月十五日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ幸畑店

青森市幸畑三丁目一の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

三 青森市の意見の概要

1 開店時間が通勤・通学ラッシュ時間帯と重なることから、搬出入車両の一定時間への集中を回避することや、周辺道路の混雑状況に照らして比較的余裕のある時間帯に搬出入を行うこと等について考慮し、搬出入車両による周辺道路の混雑を回避又は軽減すること。

2 来客の自動車の案内経路が、住宅地の生活道路等静穏が要求されるような道路や、歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路等

を通る場合には、不用意なクラクション等による騒音を抑えることや、登下校時間帯の通行を避けること等を来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。

3 開店時間が通勤・通学ラッシュ時間帯と重なることから、搬出入に係る事業者に対し、搬出入車両の運行による混雑が少なくなるような経路を選択するように働きかけること。特に、経路上に学校等が位置する場合には、登下校時間の運行を避けるなどの配慮を行うこと。

4 早朝からの営業となることから、屋外照明や広告塔照明の光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年十二月十二日から平成二十五年一月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールつがる柏

つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡崎双一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十四年十二月十二日から平成二十五年一月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド青森二号店

青森市三好二丁目二の三〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田昇

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年十二月十二日から平成二十五年一月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース松原店

弘前市大字松原東一丁目三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役社長 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年十二月十二日から平成二十五年一月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十二日

上北地域県民局長 中 田 哲

位 置	延 長	幅 員	指 定
三沢市大町三丁目三の一 二四八及び二二八〇	五〇・四六メートル	六・〇〇メートル	平成 二四・二・三〇 年月日

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

平成二十四年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、九二八 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二五七、七二六 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 七、六六七 人
- 西津軽郡選挙区 六、一六一 人
- 南津軽郡選挙区 六、七三三 人
- 北津軽郡選挙区 八、一五一 人
- 上北郡選挙区 二八、五四一 人
- 三戸郡選挙区 二一、〇八一 人
- 青森市選挙区 八三、〇八三 人
- 弘前市選挙区 五〇、七四二 人
- 八戸市選挙区 六五、四七七 人
- 黒石市選挙区 一〇、〇一二 人
- 五所川原市選挙区 二〇、二九五 人
- 十和田市選挙区 一七、八七八 人
- 三沢市選挙区 一一、〇八七 人
- むつ市選挙区 二二、四三六 人
- つがる市選挙区 一〇、二一六 人
- 平川市選挙区 一一、五六三 人

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭